

小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

平成18年6月26日
18小環政第350号

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する不法投棄監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導を図るとともに、個人情報 の適正な取扱いの確保及び権利を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 不法投棄の防止及び不法投棄物の撤去指導を目的として、設置することが適正と認められる場所に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 監視カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(管理者及び管理責任者の設置)

第3条 市長は、監視カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、管理者及び管理責任者（以下「管理者等」という。）を置く。

- 2 管理者は、監視カメラに関する職務に従事する職員をもってこれに充てる。
- 3 管理責任者は、監視カメラに関する職務を担当する所属の長をもってこれに充てる。

(管理者等の秘密保持義務)

第4条 管理者等は、監視カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(画像の提供の制限)

第5条 管理者等は、監視カメラで撮影した画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急の必要性があると認められる場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (4) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
(画像の保存等)

第6条 管理者等は、画像を保存する場合、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

- 2 画像の保存期間は、画像を記録した記録媒体の容量までとし、この容量を超えた場合には上書きにより自動的に消去されるものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、管理者等が保存期間を別に定めるものとする。

(監視カメラの設置等)

第7条 監視カメラの設置場所（以下「設置場所」という。）については、市内の次に掲げる場所とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる場所への監視カメラの設置については、不法投棄が多発している場所又は既に不法投棄が発生し、更に大量の不法投棄がされるおそれがある場所である場合かつ他の方法により不法投棄を防止することができない場合に限る。

- (1) ごみ集積場
- (2) 市が管理する公共用地
- (3) その他市長が必要と認める場所

- 2 ごみ集積場への監視カメラの設置については、市長に対し、ごみ集積場を維持管理する行政区の区長又は小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）第23条第2項に規定するごみ集積場の管理責任者からの不法投棄監視カメラ設置申請書（様式第1）によるものとする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、監視カメラの設置の可否を決定し、監視カメラの管理に関して必要な条件を付し、不法投棄監視カメラ設置可否決定通知書（様式第2）により申請者にその旨を通知するものとする。

- 4 監視カメラの設置期間は、原則として設置から2ヶ月以内とする。ただし、管理責任者等が必要と認めた場合においてはその限りでない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。